

総社市新生活交通の運行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第25号

総社市新生活交通の運行に関する条例の一部を改正する条例

総社市新生活交通の運行に関する条例（平成22年総社市条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(運行日等) 第5条 新生活交通の運行日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、当該運行日が次の各号に掲げる日に当たる場合は、運休とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(運行日等) 第5条 新生活交通の運行日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、当該運行日が次の各号に掲げる日に当たる場合は、運休とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。